

(仮称) 秋田県由利本荘市沖における洋上風力発電事業環境影響評価方法書  
に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 本事業は、沖合約 2km～4km の海域に最大 65 基（総出力最大 91 万 kW）の風力発電所を設置する国内で先行事例の少ない洋上風力発電事業であることから、専門家等の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。  
なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
- (3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。  
また、これらについて、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。
- (4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価すること。  
また、実施区域周辺に風力発電所の設置を計画している事業者等から、累積的な影響を予測及び評価するために、本事業に係る風力発電機の配置や諸元等の情報を求められた場合は、情報提供に努めること。
- (5) 県内の一部地域では風力発電所の設置が原因とみられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

- ア 本事業では、早朝及び日没後にも工事を実施する可能性があり、特にモノパイルの打設工事については著しい騒音が発生する可能性があることから、建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、工事計画の検討に当たっては、地域住民等の意見を踏まえるとともに、準備書においては工事の具体的な工程や作業時間等の詳細を明確にし、発生する騒音の特性を踏まえた上で、モノパイル打設等の建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

イ 実施区域周辺には、計画した調査地点以外にも、住居等が密集し、医療機関が立地する松ヶ崎地区が存在することから、調査地点に追加し、本事業の実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ウ 秋田港において、工所用資材等の搬出入に加え、風力発電設備の組立や洗堀防止に用いるフィルターユニットの製作等を計画していることから、準備書においては工事等の具体的な工程や使用する建設機械等の詳細を明確にし、工事の実施に伴う騒音の影響の程度を踏まえた上で、秋田港周辺における環境への影響について、必要に応じて調査、予測及び評価すること。

## (2) 水質

風力発電機の基礎施工や海底ケーブルの敷設に伴い、海底土砂の巻き上げ等が発生するおそれがあることから、工事の実施に伴う水の濁りへの影響について、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、実施区域及びその周辺における海底の底質の状況や流向・流速を可能な限り把握し、適切に予測及び評価すること。

## (3) 動物

ア 実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、実施区域及びその周辺では沿岸部を生活域としている魚食性鳥類の生息が確認されている。また、当該区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生について、累積的な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言を踏まえて、調査地点や回数を追加するなど、調査手法の見直しを検討する等により、実施区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、適切に予測及び評価すること。

イ 実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言等を踏まえ、適切な調査手法により予測対象種等の生息状況を可能な限り把握し、予測及び評価すること。

ウ 洋上風力発電事業の実施に伴う水中音が海域に生息する動物に及ぼす影響については十分に解明されていない点もあることから、国内外の最新の知見や事

例等の集積に努め、水中音の影響に係る調査、予測及び評価に適切に反映すること。

#### (4) 景観

本事業は、由利本荘市の沖合南北約 30km に渡る範囲に風力発電機を設置する計画であることから、主要な眺望点の設定に当たっては、地域住民等の意見を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加すること。

また、実施区域周辺には、日本海を眺望対象とする複数の主要な眺望点が存在するほか、日常生活の場からの景観の変化が想定されることから、景観への影響については、眺望方向や水平視野、時間帯、季節的变化等も考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。

#### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「本荘マリーナ」や「道川海水浴場」等が存在することから、人と自然との触れ合いの活動の状況を適切に把握した上で、必要に応じて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に予測及び評価すること。

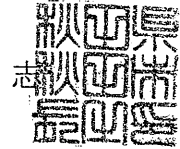


令4環保第1477号

令和4年8月17日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田市長 穂積



(仮称) 秋田県由利本荘市沖における洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和4年7月29日付け環管一401で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

## 記

### 1 総括的事項について

国内では洋上風力発電の実績が少なく、工事および施設の稼働により環境に及ぼす影響に係る知見等が十分とはいえないことから、先進事例（対象事業実施区域周辺に位置する秋田港における洋上風力発電事業の工事等）や他自治体・事業者との情報共有を踏まえ最新の知見の収集に努め、事業の実施による環境影響を可能な限り回避又は低減すること。

### 2 個別的事項について

#### (1) 大気環境（騒音・振動）

ア 建設機械の稼働に伴う基礎構造の杭打ち作業について、工事期間中に周期的に発生する騒音による生活環境への影響が懸念されることから、秋田市内のより広範な地域（秋田市南西部の学校・病院等の周辺地域）において、調査・予測および評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずるなど生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 秋田港において大型部品（風力発電機等）の搬入・組立などの作業を実施する場合、工所用資機材等の搬出入および建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響が懸念されることから、可能な限り周辺環境への影響を調査・予測および評価すること。

#### (2) その他の環境（重要な地形及び地質）

洋上風力の陸上における送電網について、秋田市域におけるルートおよび工事内容を示し、秋田市文化振興課と事前に協議をすること。

秋田市には国指定史跡秋田城跡の他、周知の埋蔵文化財包蔵地、指定文化財等があり、陸上の送電網を整備する際は、これらの保存について十分に留意し、

必要な対応をとること。

なお、秋田市の埋蔵文化財包蔵地については、下記のWebページを参照すること。

ア 秋田市内遺跡地図

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/cl/isekimap/default.htm>

イ 秋田市内埋蔵文化財一覧

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/rekishi-bunka/1011795/1009803/index.html>

(3) 廃棄物等（産業廃棄物）

工事に伴い発生する廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

担 当 秋田市環境部環境保全課

調査指導担当 打矢

直通 888-5711

FAX 888-5712

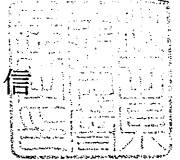




由本エ第 7 号  
令和4年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

由利本荘市長 湊 貴 信



(仮称) 秋田県由利本荘市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に  
対する意見について (回答)

令和4年7月29日付け環管-401にて照会のありました標記について、環境保全の  
見地から下記のとおり意見を提出します。

記

(1) 騒音等について

大気環境要素における騒音及び超低周波音について、対象事業実施区域から約2.2km  
の範囲に住宅等が複数存在するため、陸上での既設や計画中の風車との複合的な影響も考  
慮し、調査、予測及び評価を実施すること。

また、基礎杭打ち作業に伴う騒音については、騒音規制法の遵守と併せ、地域への事前周  
知と最新の知見等をもとに軽減措置を図ること。

(2) 水質及び底質について

水環境要素における水質及び底質について、風車基礎等の工事時に濁水が発生する可能  
性があることから、周辺への影響を最小限に留めるよう、適切に調査、予測及び評価を実施  
すること。

また、モノパイル及びタワーなどの構造物に防錆剤等を塗布する場合、溶出による水質、  
底質及び海生生物への影響を適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(3) シャドーフリッカーについて

その他の環境要素における風車の影(シャドーフリッカー)について、調査範囲を示すと  
ともに、可能な範囲で調査、予測・評価すること。



#### (4) 動植物について

動物及び植物要素について、対象事業実施区域及びその周辺に生息する海生生物等の特色を的確に把握し、十分な方法や期間を用いて調査するとともに、生育に与える影響について、関連する情報の収集に努め、調査、予測及び評価を実施すること。

コウモリ類及び鳥類について、移動ルートの阻害やバードストライクの可能性があることから、可能な限り最新の知見を収集し、適切な調査、予測及び評価すること。

#### (5) 景観について

景観要素について、特に主要な眺望点からの景観に配慮し、準備書において、フォトモンタージュ等で具体的手法を用いて評価し、影響が予測される場合は、回避又は低減するよう必要な対策を講じること。また、風車の色や配置についても、圧迫感や威圧感を与えることのないよう可能な限り配慮すること。

#### (6) その他

・環境影響評価を実施する際には、最新の知見及び評価手法を採用し、調査項目及び調査手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直すとともに追加的に調査、予測及び評価を実施すること。

・準備書の作成にあたっては、広く市民が縦覧することから、平易な言葉や図を用いるなど、市民が容易に理解できるよう、可能な限り配慮すること。また、法定説明会の開催においては、住民参加が広く図られるよう配慮すること。

・環境影響評価に係る現地調査等を実施する際に苦情等が申し立てられた時は、関係機関の指導を仰ぎ、誠意を持って対処すること。

・全国的に強風や落雷等による風車の破損、倒壊事故が発生していることから、緊急時の迅速な連絡体制の確立と予防対策を検討するとともに、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、付帯設備も含めて配置や規模を計画すること。

以上

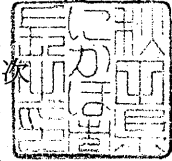
担当：由利本荘市役所 エネルギー政策課
電話：0184-24-6269
FAX：0184-24-3044
E-mail：energy@city.yurihonjo.lg.jp



総政収 - 376  
令和4年8月8日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

にかほ市長 市川 雄次



(仮称) 秋田県由利本荘市沖における洋上風力発電事業環境影響評価方法書  
に対する意見について (回答)

令和4年7月29日付環管-401で照会がありました件、下記のとおり回答いたします。

記

1. 本市内のテレビ電波受信に影響が発生しないよう配慮を行うこと。また、万が一発生した場合の対応策を十分に検討しておくこと。

以上

【問い合わせ先】

にかほ市役所 総合政策課

主任 高橋 潔

TEL: 0184-43-7510

FAX: 0184-62-9013

